

奈良県告示第三百六十九号

奈良県中南和県税事務所に勤務する出納員の印及び奈良県中南和県税事務所に勤務する分任出納員の印を次のとおり定め、平成二十七年一月五日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県中南和県税事務所に
勤務する出納員の印



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

奈良県中南和県税事務所に
勤務する分任出納員の印



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル